

文部科学省 科学技術・学術審議会 生命倫理・安全部会
特定胚及びヒトES細胞等研究専門委員会
ヒトES細胞の取扱いに関する作業部会（第1回、平成25年12月17日開催）
における主な意見について

- ヒトES細胞を臨床利用する場合、臨床研究の有効性と安全性については、再生医療等安全性確保法にまかせて、文科省では樹立の倫理面を見るのが適切ではないか。
- 改正されたヒト幹指針において、新しく樹立するヒトES細胞の臨床研究利用を行わないことになっている理由が分からない。
- 臨床研究用のヒトES細胞の樹立ができる制度を早く作ることが重要。
- 基礎的研究、臨床研究を区別せず、省を超えた横断的な指針を作成するべきではないか。しかし、ヒトES細胞の樹立目的は倫理的観点からしっかりと精査する必要がある。
- 治験・医療まで対応するための指針を作成するには、時間がかかりすぎるのではないか。現行のヒト幹指針に対応する形で新規樹立を認めるような手立てを施すべき。
- 仮に、樹立の指針を一本化する場合には、具体的な審査の方法について厚労省との棲み分けを考えなければならない。
- 既存のヒトES細胞の臨床研究利用について、総合科学技術会議で議論できないか。

※文部科学省において整理したもの